

令和8年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号

学 校 名	福岡県立福岡つくし特別支援学校
課程又は教育部門	知的障がい

特 10

1 本校におけるいじめ防止等のための目標

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。「いじめ防止対策推進法第2条」

- (1) いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめの未然防止、早期発見・事案対処、学校いじめ防止基本方針に基づく取組を行う。
- (2) 全ての児童生徒がいじめを行わず、及び他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響・その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を促す。
- (3) いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することを最優先し、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服する。
- (4) 児童生徒を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を強くもつ。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

- (1) 教職員は、全ての児童生徒がいじめに巻き込まれる可能性があるという意識をもつ。
- (2) 全ての児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていく。（居場所づくり）
- (3) 全ての児童生徒が集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認め合える人間関係・学校風土づくりを行う。（絆づくり）
- (4) 教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、細心の注意を払う。
- (5) 学校いじめ防止基本方針に関する職員研修や、外部の専門家を招いての講演会や研修会を実施する。
- (6) 今後、部活動を実施することになった場合においても、いじめのない環境で実施するために、生徒の様相観察をしたり、人間関係等を把握したり、些細な変化に気付く

ことができる体制をとる。また、生徒の情報共有等を職員間で行う。

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

（1）基本的考え方

- ① いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを使って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識する。
- ② ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ③ 日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

（2）いじめの早期発見のための措置

- ① 家庭と担任間での情報交換（家庭訪問、個人懇談、連絡帳の活用等）
- ② 教職員間での情報交換・共有（ユニットミーティング、児童生徒の情報交換会等）
- ③ 児童生徒対象「いじめアンケート」の実施（年4回：5、9、11、1月）
- ④ 教職員対象「学級の様子チェックシート」調査の実施（年4回：6、10、12、2月）
- ⑤ 保護者対象「家庭での様子アンケート」の実施（年3回：4月、7月、2・3月）
- ⑥ 相談ポストの設置

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

（1）基本的考え方

- ① いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条の生徒指導・いじめ対策委員会を活用して行う。
- ② けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。
- ③ 心理的又は物理的な影響があると思われる行為を受けているにもかかわらず、心身の苦痛を感じない者や心身の苦痛を感じていても、周囲の反応を恐れて、いじめられていることを表出できない者もいることに配慮し、学校は、個々の生徒理解に努め、様々な変化をとらえて、適切に対応する。
- ④ 被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- ⑤ インターネットやSNS等を利用したいじめに対して、警察や専門機関と連携して適切に対応する。
- ⑥ 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

（2）いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ② 児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、

真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりをもち、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保する。

- ③ 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、ユニットチーフや学部主事、児童生徒指導課長、児童生徒指導主事等に直ちに情報を共有し、その後、生徒指導・いじめ対策委員会が中心となって組織的な対応をとる。
- ④ 生徒指導・いじめ対策委員会は速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、県教育委員会へ管理職から電話で報告を行うことともに、被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。
- ⑤ いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく早良警察署と相談して対処する。
- ⑥ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに早良警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ⑦ 部活動においても上記と同様の対応を行う。
- ⑧ 全教職員に本対応を周知し、組織的に取り組む。

(3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

- ① いじめられた児童生徒から、事実関係の聴取を行う。
- ② いじめられている児童生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- ③ 児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。
- ④ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。
- ⑤ いじめられた児童生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。
- ⑥ 事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童生徒の見守りを行うなど、いじめられた児童生徒の安全を確保する。
- ⑦ いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ⑧ いじめられた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ⑨ 状況に応じて、スクールサポーター・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなど外部専門家の協力を得る。
- ⑩ いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。
- ⑪ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

(4) いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

- ① いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールサポーター・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなど外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

- ② 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ③ いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ④ いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ⑤ 児童生徒の個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。
- ⑥ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導や出席停止、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

(5) いじめが起きた集団への働き掛け

- ① いじめを見ていた児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。
- ② はやしたてるなど同調していた児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させ、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ③ 被害児童生徒と加害児童生徒をはじめとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことができるよう、全ての児童生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進める。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ① 携帯電話（スマートフォン）の学校への持込については許可制とし、単独通学時の連絡確保を使用目的とし、在校中は担任が預かる。
- ② 児童生徒を対象とした研修会を実施したり、保護者にネットトラブルに関する資料を配布したりする。
- ③ インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ④ 児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに早良警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ⑤ パスワード付きサイトやSNS、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対してもこれらについての理解を求めていく。

(7) いじめの解消

- ① 生徒指導・いじめ対策委員会において、適宜当該ユニットから報告を受けながら、次のア・イの二つのウ要件が満たされているかどうかを判断する。満たされている場合でも必要に応じ、他の事情も勘案して慎重に判断する。
 - ア 「いじめに係る行為が止んでいる」状態が、少なくとも3か月以上継続していること。
 - イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。被害児童生徒の学校生活の様子や被害児童生徒本人や保護者に対する面談の内容で判断する。
- ② 解消に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
- ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。
- 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

※児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

「いじめの防止等のための基本的な方針」P32

(1) 重大事態の発生と調査（県知事への発生報告を必ず記載すること）

学校は重大事態が発生した場合、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに県教育委員会を通じて県知事へ発生報告を行い、いじめ防止対策推進委員会を招集して当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

(2) 調査結果の提供及び報告（県知事への調査結果の報告を必ず記載すること）

学校は、前項の規定による調査を行ったときには、速やかに県教育委員会を通じて県知事へ調査報告を行い、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等、その他の必要な情報を提供する。また、調査結果には、今後の同種の事態防止策や上記保護者の調査結果に対する所見を含めることとする。

6 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 生徒指導・いじめ対策委員会 / 学校いじめ防止対策推進委員会

(2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

- ① いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や年間指導計画等の作成・実行・検証・修正の中核としての機能をもつ。
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動に係る情報の収集・整理・記録・共有を行う。
- ④ いじめの疑いのある情報があった場合には、緊急会議を開催し、情報の迅速な共有、関係児童生徒へのアンケート調査や聴き取りの実施、指導・援助の体制の構築、方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割を担う。
- ⑤ 学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、日々の連絡帳や家庭訪問などを通

じて家庭との緊密な連携協力を図る役割を担う。

- (3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能
- ① 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
 - ② 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童・生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明らかにすることである。その際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - ③ 調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図ることを目的とする。

7 学校評価

- (1) 年間を通して①～⑤の項目に取り組む。生徒指導・いじめ対策委員会において、年度末に各項目の評価を行い、必要に応じて実施方法や組織体制を見直す。
- ① 児童生徒対象「いじめアンケート」の実施(年4回: 5、9、11、1月)
 - ② 教職員対象「学級の様子チェックシート」調査の実施(年4回: 6、10、12、2月)
 - ③ 保護者対象「家庭での様子アンケート」の実施(年3回: 4月、7月、2・3月)
 - ④ 個人懇談もしくは家庭訪問時の聞き取り(年3回)
 - ⑤ 各担任による現認報告(随時)
- (2) 各項目の達成目標及び評価基準
- ① 児童生徒対象「いじめアンケート」の100%回収・確認
 - ② 教職員対象「学級の様子チェックシート」調査の100%回収・確認
 - ③ 保護者対象「家庭での様子アンケート」の90%回収・確認
 - ④ いじめに関する情報の適宜報告
 - ⑤ 管理職判断に応じた臨時の生徒指導・いじめ対策委員会の即日開催